

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	16 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで
私が住み込みで働いていた飲食店の店主は、私の国民年金の加入手続きを行い、私が昭和48年9月に独立するまで給与から国民年金保険料を天引きして納付してくれていた。私と同様に店主に保険料を納付してもらっていた元同僚の申立期間の保険料は納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人の国民年金の加入手続き及び申立人が独立するまでの保険料の納付をしていたとする勤務先の店主は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳に到達するまでの保険料を完納しているほか、申立期間当時に申立人と一緒に勤務し、店主に保険料を納付してもらっていたとする申立人の元同僚及び店主の娘は、申立期間の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

関東東京（埼玉）国民年金 事案 13902（事案 703 及び 13771 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、定期的に納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和55年4月から57年3月まで
③ 平成11年5月から12年7月まで

私は、兄が経営するクリーニング店に昭和31年頃から住み込みで勤務していた時に、国民年金制度発足当初に国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を定期的に納付していたはずであるが、このうち、36年4月から39年3月までの期間が第3回特例納付による納付済期間と記録されている。また、申立期間②及び③の保険料が免除されているが、これまでに免除申請手続を行ったことはなく、保険料を納付していたはずである。

申立期間①のうち、昭和36年4月から39年3月までの期間が第3回特例納付による納付済期間で、同年4月から40年3月までの期間が未納とされ、申立期間②及び③の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、申立期間の一部を含む昭和39年4月から53年3月までの期間について申立てを行ったところ、i) 申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、納付したとする保険料の額は当該期間当時の保険料の額と異なるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された55年6月時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人は、特例納付で当該期間の保険料を納付した記憶は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に年金記録確認A地方第三者委員会（当時。以下「A委員会」という。）の決定に基づき平成20年

7月23日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、再申立てにおいて、申立人は昭和43年頃、当時居住していた区役所で再加入手続きを行い、未納期間の納付書を作成してもらい、その保険料を分割で納付したとして申立てを行っているが、A委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成25年7月31日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、再申立てとなる一部期間を含む申立期間①とともに、申立期間②及び③について新たに申立てを行っている。

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から、昭和55年6月に払い出されたと確認できるところ、これとは別に申立人が申立期間①当時居住していたとする区における国民年金手帳記号番号払出簿に申立人と同姓同名で同じ生年月（日は異なる。）の者が記載されており、申立人の義姉（兄の妻）から、当該手帳記号番号直前の者の氏名は申立人の兄の店の元従業員で当時申立人と同様に同店に住み込みで勤務していた者と同姓同名であり、2番前の者の氏名は当時から現在まで兄の住居の隣に居住している者と同姓同名であるとの証言が得られたことから、後者の払出簿に記載されている申立人と同姓同名の記録は申立人本人のものと考えられ、同年同月に払い出された手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されていた可能性が高く、当該手帳記号番号の記録では、申立期間①の大部分となる昭和36年度中の9か月及び37年度から39年度までの期間の保険料が納付済みとなっていることから、申立期間①の保険料は申立人の主張どおり定期的に納付していたものと認められる。

申立期間②については、申立人は、当該期間に係る昭和55年度1年度分の「納付書兼納入済通知書」を提出しており、この納付書の領収日付印欄に領収印は押されていないほか、特殊台帳では、当該期間に免除申請を行ったことを意味する「シンメン」の文字が記載されていることから、当該期間の保険料が納付されていたとは考え難い。

申立期間③については、申立人から提出された平成11年分の確定申告書（控）の社会保険料控除欄には、「年金基金、国年373,200円」と記載されているが、国民年金基金からの回答によると、申立人は同年1月31日に同基金に加入し、同年5月1日に保険料が免除されることとなったために資格を喪失し、同基金掛金は同年1月から同年3月までの3か月が納付済期間となっている。また、同基金の掛金を含む国民年金保険料の当該1年間の保険料と当該確定申告書（控）に記載された金額は大きく相違するほか、オンライン記録では、当該期間は申請免除期間とされ、当該免除の申請日も確認できることから、申立期間③の保険料が納付されていたとは考え難い。

そのほか、申立人が申立期間②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立期間②及び③の保険料の納付額に関する申立人の記憶は明確でないなど、申立人が申立期間②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周

辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料を定期的に納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和44年11月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月29日から同年12月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においてC営業所から本社に異動したが、その間も継続して勤務しており、被保険者記録が途切れているのはおかしいので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社の回答及び元同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてもA社に継続して勤務し（同社C営業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社の元従業員の供述から、同社では、同社C営業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後は、同社本社において被保険者資格を取得させる方針であったと推認されることから、申立人の同社における資格取得日を昭和44年11月29日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て

どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和43年3月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月21日から同年4月21日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和43年3月21日に新入社員として同社に入社し、同期入社と同僚の資格取得日は同日である上、厚生年金保険被保険者証における資格取得日も同日と記載されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における資格取得日は昭和43年4月21日とされている。

しかしながら、雇用保険の加入記録及び上記被保険者名簿において確認できる昭和43年3月21日に被保険者資格を取得している複数の元従業員が申立人と同期入社であったとしていることから、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出された厚生年金保険被保険者証及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に記載された資格取得日は昭和43年3月21日であるほか、A社から提出された申立人に係る被保険者台帳及びB健康保険組合から提出された適用台帳（履歴）に記載された資格取得日も同日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において申立人に係る年金記録管理に不備があったと認められ、事業主は、申立人が主張する昭和43年3月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年4月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月30日から同年4月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。業務移管のため、申立期間の後でC社に移籍したが、移籍するまではA社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る「職員の退職について」によると、申立人が昭和46年3月31日にA社を退職することを了承する旨が記載されている。

また、B社の担当者は、申立期間当時の賃金台帳等は保管されていないが、申立人の勤務実態が確認できることから、申立期間に係る厚生年金保険料を控除したはずである旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年3月の随時改定に係る事業所別被保険者名簿の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て

どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）（C県）における資格喪失日に係る記録を昭和33年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月6日から同年3月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにB社及び複数の従業員の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社（C県）から同社（D県）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社（D県）が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和33年3月1日であるところ、同社（D県）において同日に被保険者資格を取得している従業員が複数いることから、申立人の同社（C県）における資格喪失日を同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（C県）における昭和32年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て

どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和37年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月30日から同年7月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においてC工場からD工場への異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出されたA社の社報から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和37年7月1日に同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和37年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和37年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和37年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月30日から同年7月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においてC工場からD工場への異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出された辞令及びB社から提出されたA社の社報から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和37年7月1日に同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和37年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和37年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においても同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、企業年金連合会から提出された申立人に係る厚生年金基金加入員記録及びB社から提出された人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社C営業所から同社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、上記人事記録により、申立人は、昭和42年8月7日にA社D出張所に異動したことが確認できるところ、オンライン記録によると、同社C営業所は、43年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社D出張所が適用事業所となったのは、同出張所が営業所になった同年4月1日であり、同社C営業所は、申立期間において適用事業所でなかったことが確認できる。

しかしながら、B社から提出された「創業100年史」により、A社C営業所の廃止日は昭和43年4月*日であることが確認できるところ、申立人を含む同社同営業所における被保険者8人について、同年4月1日に同社D営業所、同社E営業所及び同社本社において被保険者資格を取得していることから、当該被保険者は、申立期間においても同社C営業所に継続して勤務していたと考えられ、同社同営業所は、申立期間において

当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

以上のことから、申立人のA社C営業所における資格喪失日は昭和 43 年4月1日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和 43 年2月の社会保険事務所（当時）の記録及び上記厚生年金基金加入員記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明としているが、A社C営業所は、申立期間において適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を58万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月5日

A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。申立期間において賞与を確かに受け取ったので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額から、58万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年8月5日

A社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。賞与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成23年8月分の賞与明細書及び申立対象者一覧により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立てに係る賞与額の届出を年金事務所に行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 1 日から 41 年 8 月 1 日まで
以前から申立事業所に係る年金記録が見付からなかったが、事業所の同僚が年金を受給していると聞き、再度、社会保険事務所（当時）に問い合わせたところ、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。しかし、自分は脱退手当金を受給していないので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及びA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている申立人の氏名及び生年月日は、戸籍上の氏名及び生年月日と相違しているところ、申立人は、「戸籍と異なる氏名及び生年月日を使用したことはない。」と回答している上、上記払出簿及び被保険者名簿のいずれにおいても、申立人の氏名及び生年月日は正確に訂正されておらず、申立期間に係る脱退手当金は戸籍上の記載と異なる氏名及び生年月日により請求されたものと考えられることから、申立人が当該脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、申立人が申立期間において勤務していたA社で社会保険事務を担当していたとする者は、「当社では脱退手当金の代理請求を行っていない。」旨供述していることに加え、上記被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人と同様に、同社が廃業により厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 41 年 8 月 1 日に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の支給要件を満たす 15 人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、支給記録がある者は申立人を含め二人と少ない上、当該二人は、厚生年金保険の資格喪失日からそれぞれ9か月半後又は 24 か月後に支給決定されていることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したものと認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年1月31日から同年2月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同社から同社の関連会社であるB社への異動はあったものの、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の事業主及び従業員の供述から判断すると、申立人は、申立てに係る関連会社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日について、申立人と同時期に異動した従業員は、「自分は昭和45年1月31日までA社C本店に勤務し、翌日の2月1日にB社に異動した。申立人とは同一列車でD市に移動した。」と供述していることから、昭和45年2月1日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和45年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月30日から同年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同社及び同社の関連会社であるB社（現在は、C社）に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社において申立人と一緒に勤務していたとする従業員の供述から判断すると、申立人は、申立てに係る関連会社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日について、上記従業員は、「昭和42年10月1日に申立人と一緒にA社からB社に異動した。」と供述していることから、昭和42年10月1日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和42年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年8月、53年4月、同年5月及び同年12月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年8月
② 昭和53年4月及び同年5月
③ 昭和53年12月から54年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、私が昭和57年12月に転居するまで、実家に届いた納付書で国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③については、申立人が当時居住していた市の被保険者名簿、特殊台帳及び申立人の所持する国民年金手帳の各資格記録欄において、申立期間①に係る被保険者資格取得日及び喪失日並びに申立期間③に係る資格取得日の記載はいずれも確認できず、昭和59年5月作成の年度別納付状況リストでは、いずれの期間も国民年金の未加入期間と記載されていることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。また、オンライン記録では、昭和62年11月5日に申立期間①及び③に係る被保険者資格記録が追加・訂正されていることが確認でき、当該記録の追加・訂正時点では、申立期間①及び③は時効により保険料を納付することができない期間である。

申立期間②については、申立人は申立人の母親が市の納付書で保険料を納付したと述べているが、当該期間当時の納付書は3か月単位となっていることから納付月は昭和53年4月から同年6月までであり、このうち、申立期間②直後の同年6月は、申立人は厚生年金保険の被保険者となっていることがオンライン記録で確認できるため、実家に届いた納付書で納付したとする場合、同月分が還付されることになるが、当該還付処理の有無について日本年金機構では同還付処理の記録は見当たらないと回答しており、その上、当該市の被保険者名簿及び特殊台帳では、当該期間は未納となっている。

また、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続

及び保険料の納付をしたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私は、20歳となった昭和35年に国民年金制度が開始されたことを^{おぼ}憶えている。私は、制度発足当初から国民年金保険料を納付していたと思っており、氏名が旧姓で書かれた年金手帳を所持していた記憶や、手帳に判を押してもらった記憶もある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の被保険者に係る資格取得日から、申立期間後の昭和42年5月から同年7月までの間に払い出されたと推認でき、申立内容と相違するほか、当該払出時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間中の昭和40年6月に婚姻し、婚姻後は夫婦二人分の保険料を納付していたと思うとしているが、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の夫は、申立期間のうち国民年金加入期間である41年4月から42年3月までの保険料は未納である。

さらに、申立人は、上記手帳記号番号が記載された年金手帳を3冊所持しており、ほかに旧姓が記載された国民年金手帳を1冊所持していた記憶があるとしているが、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、加入手続及び申立期間の保険料の納付方法に関する記憶も明確ではないなど、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出され、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から43年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から43年7月まで

私は、昭和40年10月に結婚して、元妻の実家の仕事を手伝っていた。元妻又はその母親が私の国民年金の加入手続を行い、家族と同様に私の国民年金保険料も納付してくれていたと思う。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする元妻の母親から当時の納付状況等を聴取することができないほか、元妻からも当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

そのほか、申立人の元妻及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 5 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月から 51 年 3 月まで

私は、時期は定かでないが、国民年金の加入手続を行ってくれた母から国民年金保険料の納付書を渡された。その納付額は 5 万円から 6 万円であり、私又は母が特例納付をしたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から第 3 回特例納付実施期間中の昭和 53 年 7 月 18 日に払い出されたと確認でき、申立人は、この頃に国民年金に加入したと考えられることから、申立期間の国民年金保険料を特例納付することは可能であるものの、その保険料額は 57 万 2,000 円であり、申立人の述べている納付額と大きく相違する。

また、申立期間直後の昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの保険料は、申立人の手帳記号番号は上記のとおり同年 7 月 18 日に払い出されていることから、過年度納付されたものと考えられ、当該保険料に同年 4 月から同年 6 月までの保険料を合わせた金額は申立人の述べている納付額とおおむね一致することを踏まえると、申立人又は申立人の母親が納付したのは、申立期間直後の保険料であったと推認される。

そのほか、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 41 年 3 月までの期間及び 45 年 7 月から 47 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 41 年 3 月まで
② 昭和 45 年 7 月から 47 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は、私が住み込みで勤務していた飲食店の店主が行ってくれ、その店を辞めるまで私の国民年金保険料を納付してくれていた。私は、昭和 37 年 10 月頃に独立して飲食店を開業し、開業した後の 38 年 4 月からは夫婦二人分の保険料を飲食店に来る区の集金人を通じて納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当該期間当初の昭和 38 年 4 月から、夫婦二人分の国民年金保険料を自身が経営する飲食店に来る区の集金人を通じて納付していたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から、40 年 10 月頃に夫婦連番で払い出されたと推認でき、申立人及びその元妻は、この頃に国民年金に加入したと考えられることから、申立内容と符合しない。

申立期間②については、申立人は、当該期間の保険料も区の集金人を通じて納付していたと述べているが、申立人が当該期間当時から現在まで居住している区では、当該期間当初の昭和 45 年 7 月に保険料の納付方法が印紙検認方式から納付書方式に変更されており、当該期間当時、集金人制度は廃止されていたと回答している。

また、申立人が上記のとおり保険料を納付していたとする元妻も申立期間の保険料は未納である。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年8月から43年3月まで
私の母は、昭和36年8月頃に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から、昭和43年12月12日に払い出されたと確認でき、当該払出時点では、申立期間のうち、41年9月以前は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、昭和36年8月頃に申立人の母親が国民年金の加入手続を行ってくれたと述べているが、申立人が申立期間当時居住していたとする区の国民年金手帳記号番号払出簿には申立人の氏名は見当たらないなど、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとする母親から、当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人と同日に手帳記号番号が払い出されている申立人の弟は、申立人と同じ昭和43年3月以前の保険料が未納となっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年4月16日から同年10月1日まで
② 平成13年10月1日から14年4月1日まで
③ 平成14年4月1日から同年10月1日まで
④ 平成14年10月1日から15年4月1日まで

A社B店で勤務していた時期に、厚生年金保険の加入資格があるにもかかわらず未加入であったため、2年間遡って平成12年4月16日から加入することとなったが、申立期間①及び②については、会社が作成した遡及保険料計算書の総支給額が給与明細の金額と相違している上、当該計算書に記載された標準報酬月額が国の記録（17万円）と相違している。また、申立期間③及び④については、実際に控除された保険料がねんきん定期便に記載された保険料額より高くなっている。

給与明細や遡及保険料計算書等、当時の資料を提出するので、申立期間①及び②については、遡及保険料計算書に基づき19万円と22万円に、申立期間③及び④については、当時の厚生年金保険料率に基づき18万円と34万円に標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格は、平成14年5月1日付けで12年4月16日に遡及して取得し、当該期間に係る標準報酬月額は17万円と決定されたことが確認できるが、申立人から提出された給与明細及び遡及保険料計算書（遡及加入に伴い発生した社会保険料の内訳及び計算方法が記載された事業所作成の書面）等によると、申立人は、当該期間において、当該標準報酬月額より高額の報酬を受け、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料（厚生年金保険料及び雇用保険料の合計額41万8,125円。以下「未精算保険料」という。）が平成14年7月分の給与から分割して控除される旨の記載が確認でき

る。

一方、申立人から提出された「在職中立替金の精算について」（退職後における未精算保険料の請求内容及び精算状況について記載された事業所作成の書面）によると、申立人は、A社を退職した平成19年1月31日以後も、未精算保険料の残額を同社から毎月送付される当該書面に応じて同年8月分まで支払っていたことが確認でき、当該月時点における未精算保険料の残高が11万5,000円と記載されているが、その後に未精算保険料が支払われた事実は確認できないところ、同社の担当者は、同社において確認できる未精算保険料の残高は11万5,000円であるとしている。

したがって、未精算保険料のうち申立人が支払ったと認められる額は30万3,125円となり、平成12年4月から14年3月までの遡及加入期間24か月で除した1か月当たりの保険料額は1万2,630円となるが、当該額を厚生年金保険料として全て充当したとしても、オンライン記録の標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料額に満たないことから、申立人は、申立期間①及び②において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額を超えて保険料を控除されていたとは認められない。

申立期間③及び④について、申立人は、給与明細では、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料より高額な保険料を控除されていると主張しているが、当該期間において、A社はC厚生年金基金（既に解散）に加入していたところ、給与明細によると、基金掛金も含めた金額が厚生年金保険料として記載されており、当該掛金を含めた保険料率（184.5/1000）は当該期間の厚生年金保険料率（173.5/1000）より11/1000高くなっているが、このことについてD社の担当者は、当該期間に係る普通掛金の料率は45/1000で、掛金は労使折半であった旨供述しており、当該掛金の料率が当該期間における免除保険料率（34/1000）より高いことから、給与明細の保険料額がオンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額より高額となったと考えられ、当該期間に控除された厚生年金保険料はオンライン記録の標準報酬月額に見合う額であったと認められる。

また、企業年金連合会及びE健康保険組合から提出された、申立人の申立期間①から④までに係る報酬標準給与及び標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から④までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A社は、自分が勤務を開始した日に厚生年金保険に加入させず、後日、同社に申し出たことで勤務を開始した日より加入することができたが、ねんきん定期便により、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給された給与額に見合う標準報酬月額より低く記録されていることが分かった。同社が資格取得届の手続をした時点で平成 18 年 6 月分の給与明細書は存在しており、社会保険事務所（当時）に確認不足があったと思われ、標準報酬月額は雇用契約書の内容から算定するものだとしても、定期便の記録より高くなることから、同事務所に不適切な対応があったと考えられる。同年 6 月分の給与明細書と雇用契約書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社の平成 18 年 6 月分に係る給与明細書によると、総支給額は 39 万 3,295 円と記載され、オンライン記録の標準報酬月額（30 万円）より高額であることが確認できるが、厚生年金欄に控除額の記載は無い上、申立人は、同年 7 月及び同年 8 月分の給与明細書の提出を拒否していることから、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社及び同社の元事業主に照会したものの、いずれも宛所不明で返送されたため、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、管轄年金事務所から提出のあった申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届に記載された標準報酬月額は 30 万円であり、オンライン記録と一致しているほか、A社が加入していたB健康保険組合から提出された申立人の申立期間における標準報酬月額の記録も 30 万円であることが確認できる。

なお、管轄年金事務所は、資格取得時の標準報酬月額の決定について、厚生年金保険

法第 22 条の規定により、時給制の場合は、被保険者の資格を取得した月前一月間に当該事業所で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額を平均した額等で標準報酬月額を決定するのであり、実際の給与額や雇用契約書から決定するものではない旨回答している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年10月31日から27年6月1日まで
② 昭和27年9月1日から28年4月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には1年半程度勤務した記憶があるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の商業・法人登記簿謄本に記載された元事業主及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された元従業員の所在が不明のため、申立人の申立期間①及び②に係る勤務及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、上記被保険者名簿によると、A社は昭和27年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①においては、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できるほか、申立人が同社を退職した後に勤務したB社（現在は、C社）から提出された申立人の社員記録によると、申立人は同社に同年11月からアルバイトとして勤務した記載があることから、申立期間②の大部分においては、申立人は同社で勤務していたと推認できる。

さらに、申立人のA社に係る厚生年金保険記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳の記録は、上記被保険者名簿の申立人の記録と一致しており、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年頃

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では正社員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の代表取締役及び専務取締役は既に死亡している上、同社は、申立期間時代に在籍していた従業員は一人も残っておらず、本社移転により古い書類等を整理したため、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況について確認できない旨回答している。

また、申立人は、申立期間当時の同僚等の氏名を記憶していないため、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録を有する元従業員 16 人に照会を行い 12 人から回答を得たが、申立人を記憶している者は一人もおらず、同社における厚生年金保険の加入取扱いについても分からない旨供述している。

さらに、上記被保険者名簿において、申立期間に係る健康保険証の番号は連続し欠番等は見当たらないほか、A社における申立人の雇用保険の加入記録も確認できない。

加えて、申立人が申立期間後に勤務したB社及びC社から提出された申立人作成の履歴書（写し）には、いずれの職歴欄にも申立事業所であるA社について記載されていない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月1日から平成14年3月31日まで
② 平成9年4月1日から15年4月1日まで

申立期間①のうち、厚生年金保険の加入記録がある期間以外の期間について、A社B支店（現在は、A社B支社）又は事業所名は覚えていないが、C県のD市、E市、F町及びG市にあった警備会社に勤務していたはずなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、H社の下請会社の従業員として勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。平成22年8月25日付けでI連合会から送付された「年金加入期間確認通知書の請求について」に、自身の最終勤務先がJであり、Jの組合員と記載されているので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、厚生年金保険の加入記録がある期間以外の期間について、申立人は、A社B支店又は事業所名は覚えていないが、C県のD市、E市、F町及びG市にあった警備会社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録及びA社B支店に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人に係る被保険者期間は、昭和48年7月4日から49年3月21日までと記録されており、雇用保険の加入記録と符合していることが確認できる。

また、A社B支社は、当時の資料に申立人の名前は見当たらないと回答しており、申立人の勤務期間について確認することができない。

さらに、申立人は、C県のD市、E市、F町及びG市にあったとする警備会社の事業所名を記憶しておらず、申立事業所を特定することができない。

加えて、申立人は、当該警備会社の事業主及び同僚についても記憶に無いとしていることから、これらの者から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確

認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、H社の従業員ではなかったが、その下請会社に雇用され、H社によるKの工事で交通誘導員として勤務していたと供述しており、I連合会から送付された平成22年8月25日付けの「年金加入期間確認通知書の請求について」に、自身の最終勤務先がJであり、Jの組合員と記載されているので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと強く主張している。

しかしながら、H社は、「調査した結果、申立人に関する記録は確認できない。」と回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、当該期間当時に自身が雇用されていた事業所について、「L」という名称であったと供述しているが、オンライン記録により確認できる同社と同じ社名で同職種の事業所は、当該期間当時の資料を保有しておらず、申立人の勤務実態について確認することができない。

さらに、申立人は、当該期間当時の同僚を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、I連合会は、上記「年金加入期間確認通知書の請求について」に記載されている内容について、「申立人へのご回答では本来「M」と記載すべきところ、誤って「J」と記載してご回答を差し上げたものと思われまます。」と回答している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 11 月 1 日から 29 年 4 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 28 年 11 月 1 日に同社に入社し設計部に所属したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された人事記録により、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社は、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、資料が無いため不明と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において被保険者記録が確認できる複数の従業員に照会したところ、社会保険担当者として7人の氏名が挙げられたが、そのうち3人は既に死亡しており、残る4人は所在が不明であるため、申立人の同社における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿により、申立期間の前後3年間(昭和26年4月1日から32年4月1日まで)において被保険者資格を取得したことが確認できる複数の従業員に照会したところ、入社と同時に被保険者資格を取得したとする者がいる一方で、入社してから1か月から4か月後に被保険者資格を取得したとする者もいることから、A社においては必ずしも入社と同時に被保険者資格を取得させる取扱いではなかった状況がうかがえる。

加えて、A社及び同社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、昭和29年4月1日に両事業所において別々の厚生年金保険被保険者記号番号で被保険者資格を取得していることが確認できること、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿により、いずれの記号番号も同年4月に払い出されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案 24885 (事案 11267 及び 23315 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年6月1日から41年4月5日まで
② 昭和43年10月1日から44年6月1日まで
③ 昭和44年11月末から49年12月末まで
④ 昭和49年3月から52年11月1日まで

A社(現在は、B社)C営業所及びD営業所に勤務していた申立期間①及び②、E社に勤務していた申立期間③、F社に勤務していた申立期間④の厚生年金保険の加入記録が無いことについて第三者委員会に申し立てたが、申立期間における保険料控除又は勤務実態を確認することができないことなどから、記録を訂正できない旨の通知を受けた。

しかし、申立期間①及び②を含めてA社には継続して勤務しており、また、申立期間③については、社会保険の有無を確認した上でE社に入社を決め、さらに、申立期間④については、当時のF社の事業主は社会保険労務士であったことから、社会保険加入の手続きをきちんと行っていたはずなので、今回新たな資料は無いが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、B社は、当時の資料を保管しておらず、申立人に係る厚生年金保険料の控除等について確認することができないこと、申立人の同僚及び複数の元従業員には、申立人の勤務期間について明確な記憶が無いことから勤務実態を確認できないこと、また、申立期間④に係る申立てについては、F社の事業主及び複数の元従業員は、申立人を記憶しているものの、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについては明確な記憶が無いこと、同社は、当時の資料を保管しておらず当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できないこと、当該期間のうち一部期間において、国民年金保険料の納付済期間及び申請免除期間があることなどから、既に年金

記録確認G地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 24 年 6 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間③に係る申立てについては、申立人がE社に勤務していたことはいかがえるものの、申立人と同じ業務に従事していた元同僚に厚生年金保険の被保険者記録が無いこと、元事業主は申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができないことなどから、既に年金記録確認G地方第三者委員会の決定に基づき、平成 22 年 8 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、申立期間①及び②について、昭和 39 年 6 月にA社に入社後、C営業所からD営業所に転勤したが、途中で退職したことはなく同社に継続して勤務していた旨、また、申立期間③について、社会保険の有無を確認した上でE社に入社を決め、在職中に健康診断も受けていた旨、さらに、申立期間④について、当時のF社の事業主は社会保険労務士であったことから、社会保険加入の手続きをきちんと行っていたはずである旨主張しており、今回新たな資料は無いが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てている。

しかし、申立期間①及び②については、今回の調査において公共職業安定所から提出された雇用保険の記録によると、申立人は、昭和 41 年 4 月 5 日から 43 年 9 月 30 日までの期間及び 44 年 5 月 28 日から同年 10 月 31 日までの期間について、A社において雇用保険に加入しており、当該記録は、オンライン記録及び同社に係る事業所別被保険者名簿とおおむね一致している。

なお、申立期間②のうち一部期間について、申立人に係る雇用保険の記録は確認できるものの、B社は当時の資料を保管していないとしていることから、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間③（当初の申立期間の始期は昭和 45 年 11 月末）に係る申立てについては、今回新たに追加された期間について、E社において被保険者記録がある元従業員 8 人に照会したところ 6 人から回答を得たが、申立人が同社に勤務していたことを記憶している者はいなかった。

また、申立人は、自身の車を持ち込み、配達の業務に従事していたとしているが、E社の営業所長として勤務していた元従業員は、車を持ち込んで配達の業務に従事していた者については、会社と個人の委託契約で社会保険には加入しないということを聞いたことがある旨供述している。

さらに、申立人は、E社で健康診断を受けていたことから、社会保険に加入していたはずであると主張しているが、同社における健康保険証番号に欠番は無く、申立人に係る記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間④（当初の申立期間の始期は昭和 51 年 11 月 15 日）に係る申立てについては、今回新たに追加された期間について、F社において被保険者記録がある元従業員に照会し回答を得た一人の供述から判断すると、申立人が、当該期間の大部分において同社に勤務していたことはいかがえる。

しかし、F社で社会保険事務を担当していたとされる元事業主は既に死亡している上、同社は、申立人に係る資料を保管しておらず、当該期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

これらに加えて、申立人から新たな資料及び情報の提供は無く、申立期間について、年金記録確認G地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から 55 年 9 月 30 日まで
A 社 (現在は、B 社) に非常勤職員として勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社は、A 社では、申立期間当時、非常勤職員を短期と長期に区分して採用していたとしているところ、B 社 C 課から提出された発令の決裁書類の写しにより、申立人は、昭和 54 年 4 月 1 日から同年 9 月 28 日までの期間において A 社 D 課、55 年 4 月 1 日から同年 9 月 27 日までの期間において同社 E 課に短期の非常勤職員として採用されたことが確認できる。

また、A 社において申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、申立人は申立期間において同社に継続して勤務していたと回答している。

しかしながら、B 社から提出された「昭和 54 年度賃金支弁職員の取扱いについて」及び「昭和 55 年度賃金支弁職員の取扱いについて」に、A 社における短期間の賃金職員については厚生年金保険を適用しない旨が明記されており、B 社は、短期の非常勤職員として採用された申立人は、厚生年金保険に加入していなかった旨回答している。

また、申立人と同時期に A 社に採用された他の短期の非常勤職員についても、雇用保険の被保険者期間において厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年2月15日から29年3月31日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、申立人が申立期間に勤務していたとするA社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、A社の所在地を管轄する法務局に商業登記に係る記録は無く、同社の代表者を特定することができない。

さらに、申立人がA社の役員として氏名を挙げた者は既に死亡しており、オンライン記録において申立期間における被保険者記録が確認できない上、当該役員以外に申立人が同社の代表者及び役員として氏名を挙げた複数の者の所在も判明しないことから、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、申立人は、A社に事務所を提供していたとする者の氏名を挙げているが、当該者の所在も判明しない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月17日から34年2月1日まで
A社に勤務していた厚生年金保険の加入記録が1か月程度となっているが、半年以上勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた時期は明確ではないが、半年以上営業に従事していたとし、退職する少し前に給与が上がったとしているところ、同社の申立期間当時の社会保険事務担当者は、「社会保険事務所（当時）とも協議したが、営業社員は入社当初は歩合制のみで固定給が無いため厚生年金保険に加入させておらず、昇格して固定給が支払われるようになって初めて加入させる取扱いだった。また、退社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を喪失させていた。」と供述している。

また、A社を承継したB社は、オンライン記録によると、平成15年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元代表取締役は当時の資料が無く申立人の勤務実態及び保険料控除は不明であると供述しているところ、申立期間当時にA社において厚生年金保険被保険者記録のある元従業員への照会に対して回答が得られた14名は、いずれも申立人を記憶していないとしており、申立人が記憶している申立期間当時の上司及び同僚に照会することもできないため、申立人の申立期間に係る勤務を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 2 月 20 日

年金事務所から「記録回復に関するお知らせ」が届き、A社において、平成 18 年 2 月に賞与の支給が行われていたことを知った。私の年金記録には、当該賞与の記録は無いが、当該期間も同社に勤務しており、私にも当該賞与の支給があったと思うので、調査して賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は既に解散しており、また、申立期間当時の事業主は賞与等の給与関係資料は保存されていないとしているところ、B市役所から提出された申立人に係る平成 18 年分の市民税・県民税所得回答書に記載された社会保険料控除額は、申立人のオンライン記録において確認できる同年 1 月から同年 12 月までの間における標準報酬月額及び標準賞与額のそれぞれに基づく厚生年金保険料及び健康保険料の合算額に、同年の給与総支給額に基づく雇用保険料を加えて得た社会保険料額におおむね一致しており、申立期間に賞与が支払われ、当該賞与に基づく厚生年金保険料が控除されたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における賞与の支給及び当該賞与に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 2 月 20 日

年金事務所から「記録回復に関するお知らせ」が届き、A社において、平成 18 年 2 月に賞与の支給が行われていたことを知った。私の年金記録には、当該賞与の記録は無いが、当該期間も同社に勤務しており、私にも当該賞与の支給があったと思うので、調査して賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は既に解散しており、また、申立期間当時の事業主は賞与等の給与関係資料は保存されていないとしているところ、申立人から提出された平成 18 年分給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料控除額は、申立人のオンライン記録において確認できる同年 1 月から同年 12 月までの間における標準報酬月額及び標準賞与額のそれぞれに基づく厚生年金保険料及び健康保険料の合算額に、同年の給与総支給額に基づく雇用保険料を加えて得た社会保険料額におおむね一致しており、申立期間に賞与が支払われ、当該賞与に基づく厚生年金保険料が控除されたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における賞与の支給及び当該賞与に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 2 月 20 日

年金事務所から「記録回復に関するお知らせ」が届き、A社において、平成 18 年 2 月に賞与の支給が行われていたことを知った。私の年金記録には、当該賞与の記録は無いが、当該期間も同社に勤務しており、私にも当該賞与の支給があったと思うので、調査して賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は既に解散しており、また、申立期間当時の事業主は賞与等の給与関係資料は保存されていないとしているところ、B市役所から提出された申立人に係る平成 18 年分の市民税・県民税所得回答書に記載された社会保険料控除額は、申立人のオンライン記録において確認できる同年 1 月から同年 12 月までの間における標準報酬月額及び標準賞与額のそれぞれに基づく厚生年金保険料及び健康保険料の合算額に、同年の給与総支給額に基づく雇用保険料を加えて得た社会保険料額におおむね一致しており、申立期間に賞与が支払われ、当該賞与に基づく厚生年金保険料が控除されたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における賞与の支給及び当該賞与に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 2 月 20 日

年金事務所から「記録回復に関するお知らせ」が届き、A社において、平成 18 年 2 月に賞与の支給が行われていたことを知った。私の年金記録には、当該賞与の記録は無いが、当該期間も同社に勤務しており、私にも当該賞与の支給があったと思うので、調査して賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は既に解散しており、また、申立期間当時の事業主は賞与等の給与関係資料は保存されていないとしているところ、B市役所から提出された申立人に係る平成 18 年分の市民税・県民税所得回答書に記載された社会保険料控除額は、申立人のオンライン記録において確認できる同年 1 月から同年 12 月までの間における標準報酬月額及び標準賞与額のそれぞれに基づく厚生年金保険料及び健康保険料の合算額に、同年の給与総支給額に基づく雇用保険料を加えて得た社会保険料額におおむね一致しており、申立期間に賞与が支払われ、当該賞与に基づく厚生年金保険料が控除されたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における賞与の支給及び当該賞与に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 2 月 20 日

年金事務所から「記録回復に関するお知らせ」が届き、A社において、平成 18 年 2 月に賞与の支給が行われていたことを知った。私の年金記録には、当該賞与の記録は無いが、当該期間も同社に勤務しており、私にも当該賞与の支給があったと思うので、調査して賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は既に解散しており、また、申立期間当時の事業主は賞与等の給与関係資料は保存されていないとしているところ、B市役所から提出された申立人に係る平成 18 年分の市民税・県民税所得回答書に記載された社会保険料控除額は、申立人のオンライン記録において確認できる同年 1 月から同年 12 月までの間における標準報酬月額及び標準賞与額のそれぞれに基づく厚生年金保険料及び健康保険料の合算額に、同年の給与総支給額に基づく雇用保険料を加えて得た社会保険料額におおむね一致しており、申立期間に賞与が支払われ、当該賞与に基づく厚生年金保険料が控除されたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における賞与の支給及び当該賞与に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 2 月 20 日

年金事務所から「記録回復に関するお知らせ」が届き、A社において、平成 18 年 2 月に賞与の支給が行われていたことを知った。私の年金記録には、当該賞与の記録は無いが、当該期間も同社に勤務しており、私にも当該賞与の支給があったと思うので、調査して賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は既に解散しており、また、申立期間当時の事業主は賞与等の給与関係資料は保存されていないとしているところ、B市役所から提出された申立人に係る平成 18 年分の市民税・県民税所得回答書に記載された社会保険料控除額は、申立人のオンライン記録において確認できる同年 1 月から同年 12 月までの間における標準報酬月額及び標準賞与額のそれぞれに基づく厚生年金保険料及び健康保険料の合算額に、同年の給与総支給額に基づく雇用保険料を加えて得た社会保険料額におおむね一致しており、申立期間に賞与が支払われ、当該賞与に基づく厚生年金保険料が控除されたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における賞与の支給及び当該賞与に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。